

## 2017年1月1日? 2018年? IFRS 4 フェーズII アップデート

IASB・FASB合同会議 – 2012年10月

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

2012年10月24日



# 目次

- 今月の合同会議<sup>[注]</sup>での暫定決定事項および教育セッションのハイライト
- スタッフ提案と審議会の議論の詳細分析
- 日程と次のステップのアップデート

訳者注：下記の項目についてはIASB単独会議

- ・ 裁量権のある有配当性を含む金融商品
- ・ 経過措置

# ハイライト

## IASB/FASB合同会議の暫定決定事項 – 10月15日・17日

- 包括利益計算書において「経過保険料」による表示を使用することを合意
- 保険料配分アプローチ(PAA)モデルにおける割引率は契約開始時のものを使用することを合意
- 有配当保険契約について「ミラーリング・アプローチ」により表示することを合意

## FASB単独の暫定決定事項 – 10月15日・17日

- 新契約費を資産として表示しない – IASBへの歩み寄り
- 財政状態計算書において保険負債を2行(キャッシュ・フローの最善の見積りとマージン)に分けて表示する

## IASB単独の暫定決定事項 – 10月17日・19日

- 裁量権のある有配当性を含む金融商品について、契約の境界線を確認した
- 最終基準書の公表は2014年、発効日はその約3年後の2017年から2018年頃と予想  
- Deloitte Global Insurance Surveyからの引用
- 早期適用は認められ、すべての場合において比較情報の修正再表示を要求する
- IFRS第4号(フェーズⅡ)への移行時における、IFRS第9号に基づいた金融資産の分類変更(一部例外を含む)のための個別の適用指針を提供する
- 移行時において残余マージンを修正再表示するために「後知恵」を要求する

# 保険料配分アプローチの割引率 – ペーパー 2D/90D

## IASBスタッフとFASBスタッフの提案 – 残存カバー期間の割引率

残存カバーに係る負債に利息を付加または割引きを行う場合、その測定に要求される割引率は契約開始時の割引率とする。

## スタッフの提案 – 発生保険金の割引率

**IASBスタッフ** – 保険金発生時の割引率を使用し、以後はロックインする。

**FASBスタッフ** – 契約開始時の割引率を使用し、以後はロックインする。

# 保険料配分アプローチの割引率 – ペーパー 2D/90D (続き)

## 審議内容-残存カバー期間の割引率

- IASBとFASBの双方とも 契約開始時の割引率を使用するというスタッフ提案を支持した。これは以前の決定事項と整合している。

決定事項	IASB	FASB
スタッフ提案の承認	全員一致で同意	全員一致で同意

# 保険料配分アプローチの割引率 – ペーパー 2D/90D (続き)

## 審議内容-発生保険金の割引率

- 保険金発生時の割引率はIASB理事の過半数により支持された。その割引率は契約開始時の割引率よりも有用な情報をもたらし、保険金発生時の市場の状況を反映するためである。
- 契約開始時の割引率はFASB理事の過半数により支持された。その割引率は保険金発生時の割引率を使用するよりも複雑でないためである。
- コンバージェンスの達成のため、IASB議長はその議論について再度の投票を求めた。

決定事項	IASB	FASB
FASBスタッフ提案の承認	過半数 (13対2)で同意	過半数 (6対1)で同意

# 有配当保険契約の「ミラーリング・アプローチ」 – ペーパー 2F/90F

## スタッフ提案 – 「ミラーリング・アプローチ」を適用する場合の、割引率の変動を含む 保険負債の変動に関する表示

- 会計上のミスマッチを避けるため、有配当保険契約にミラーリング・アプローチを使用する場合、保険者は当該債務のうち裏付資産に関係する部分について、その裏付資産の測定および表示と同様の方法で測定し表示しなければならない。
- FASBスタッフは「ミラーリング・アプローチ」が適用されない場合は、有配当性の裏付資産が純損益を通じて公正価値で測定されている場合、割引率の変動による負債の変動も純損益で表示すべきであると提案した。
- IFRSでは「ミラーリング・アプローチ」が適用されない場合が存在しないため、この点はIASBでは論点となっていない。

# 有配当保険契約の「ミラーリング・アプローチ」 – ペーパー 2F/90F (続き)

## 審議内容

- 簡潔な議論が行われた。
- スタッフ提案は全員一致で同意された。
- 基準書の文言をドラフトする際に、「ミラーリング・アプローチ」は「OCIによる解決策」を含む他のすべてのアプローチよりも優先されると明確に言及する必要があると理事達は述べた。

決定事項	IASB	FASB
共同スタッフ提案の承認	全員一致で同意	全員一致で同意
FASBスタッフ提案の承認	該当なし	全員一致で同意



# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2A/90A

## IASBスタッフの提案 – 保険料と保険金の測定

- **経過保険料表示**： **保険料**は各期に保険者が提供した保険カバーの価値に応じて各会計期間に配分され、**保険金**はその発生時に表示される

## FASBスタッフの提案 – 保険料と保険金の測定

- **期日到来保険料表示**： **保険料**は期日時点で表示され、同時にその保険料に関連する**保険金、給付金**および**マージン<sup>[注]</sup>**を表す費用が表示される

訳者注：IASBの提案する測定モデルの場合はリスク調整を含む。

なお、保険料として表示された金額と同額を「保険負債の変動額」として表示するか、ビルディング・ブロックの保険負債の構成要素に配分して表示する例がペーパー2A/90Aの第47項に記載されている。

# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2A/90A (続き)

## 審議内容

- 経過保険料表示アプローチは複雑である点が指摘されたが、一般に理解されている表示と整合的であり、利用者に有益である。
- 経過保険料表示は業績の良い指標となる。
- FASBは複数の点でIASBの見解に同意した。
- 経過保険料表示がボリューム情報に対する要求へのより良い回答として浮かびあがった。
- 要約マージン表示を支持する理事たちは、要約マージン表示がボリューム情報に対する要求に応えられないことを認めた。

決定事項	IASB	FASB
スタッフ提案の承認	過半数 (13対2)で同意	過半数(5対2)で同意

# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2B/90B

## スタッフ提案 – 非保険金履行費用

### 経過保険料による表示の場合

- 非保険金履行費用とは、保険者が保険契約のポートフォリオを履行する上で生じると予想される追加的費用と定義<sup>[注]</sup>されている。
- 費用として計上される額は、当期に実際に発生した額、または発生保険金に係る負債に追加される額でなければならない。
- 保険料の一部は、非保険金履行費用をカバーするために配分されなければならない。
- これらの費用をカバーするために配分された保険料は、これらの費用が残存カバーに係る負債から解放されると予想される期に、保険契約に係る収益に含めることが提案されている。

### 付随する適用指針

- 一部の状況においては結果に重要な差異が生じないような簡便的な手続もあり得ることから、そのような手続も認めるような適用指針を提案した。

訳者注：ペーパー2B/90B第5項に記載。

# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2B/90B (続き)

## 審議内容

- 簡潔な議論が交わされた。
- すべての理事が全般的にスタッフ提案に同意した。
- 両審議会は、適用指針についての2点目の質問には回答しないことを決定した。

決定事項	IASB	FASB
スタッフ提案の承認	過半数(14対1)で同意	全員一致で同意

# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2C/90C

## IASBスタッフの提案 – 新契約費

- 新契約費に関連するキャッシュ・フローはカバー期間にわたって認識すべきである。

## FASBスタッフの提案 – 新契約費

- 新契約費は保険負債の一部として扱い、マージンから控除すべきである。
- 新契約費は、財政状態計算書に別掲して表示するか、または、開示の一部として調整表に含めるべきである。

## 両スタッフの共同提案 – 新契約費

- 新契約費は残余/単一マージンの提案された配分と統合的な方法で認識すべきである。

# 包括利益計算書の表示 – ペーパー2C/90C (続き)

## 審議内容

- IASBはスタッフ提案への同意の意向を再確認した。
- FASBは新契約費を資産として認識すべきでないことに同意し、マージンからの控除として扱うIASBの見解へと歩み寄った。
- FASBは保険負債を以下の2行に分けることを選好した。
  - キャッシュ・フローの最善の見積り
  - 新契約費を控除したマージン

決定事項	IASB	FASB
IASBスタッフの提案	過半数(14対1)で同意	該当なし
FASBスタッフの提案 <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 新契約費を負債の一部とする</li><li>▪ マージンを別掲表示</li></ul>	該当なし	全員一致で同意 過半数(5対2)で同意
両スタッフの共同提案	全員一致で同意	全員一致で同意

# 裁量権のある有配当性を含む金融商品(FI with DPF)

## – ペーパー 10A

### FI with DPF

- 保険と特徴が共通している部分がある
- 保険者により発行された場合はIFRS 4の適用範囲

### ED以降の変更のFI with DPFへの影響

- 保険契約の境界線
- 残余マージンの配分
- アンバンドリング

# 裁量権のある有配当性を含む金融商品(FI with DPF)

## – ペーパー 10A (続き)

### 保険契約の境界線

- 「契約が保険契約者に実質的な権利を付与しなくなった時点」

### FI with DPFに関する契約の境界線

- 「...契約が契約の保有者に実質的な権利を付与しなくなった時点
- これは、契約の保有者が裁量権のある有配当性から生じる便益を受け取る契約上の権利をもはや有しない場合、または請求される保険料により契約の保有者に付与される便益が、契約の保有者となっていない者に同一条件の下で付与される便益と実質的に同一である場合に生じる」



# 裁量権のある有配当性を含む金融商品(FI with DPF)

## – ペーパー 10A (続き)

### FI with DPFの当初認識

- 「企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつその場合にのみ」(IFRS第9号: 3.1.1項)保険者はFI with DPFを認識しなければならない。
- 契約開始時に保険契約を認識することと整合する。

上記以外の更なる変更、特にアンバンドリングや残余マージンの解放について変更は行わないことが提案された<sup>[注]</sup>。

残余マージンについての現在までの暫定決定 – FI with DPFについても同様に適用することを提案

- サービスの提供パターンを最も良く反映する方法で残余マージンを純損益に解放する。

アンバンドリングの決定事項をFI with DPFについても同様に適用することを提案

- 区別できる投資要素は、アンバンドルし、IFRS 第9号に基づいて会計処理する。
- 区別できない投資要素は、表示目的で分解する。

決定事項	IASB
スタッフ提案の承認	全員一致で同意

訳者注：有配当契約の測定に関する要求事項はFI with DPFにも概ねそのまま適用されるが、当該要求事項は保険リスクを前提としているため、FI with DPFに適合するようにその一部が調整されている(ペーパー10A第4項)。

## 経過措置 (ペーパー 10B-10E) – 重要なポイント

スタッフは最終基準書の公表が2014年になると予想している<sup>[注]</sup>

IFRS第9号の発効日は2015年1月1日以後開始事業年度のままであると予想される

適用時における論点とIFRS第9号とIFRS第4号の相互関係

訳者注：最終基準書の公表日は、IASBにおいて決定されていない。

# ペーパー 10C – 金融資産の再指定と分類変更

## スタッフ提案

- IFRS第9号がIFRS第4号に先行して適用される想定では、IFRS第4号の適用時に以下を除き、IFRS第9号における分類変更のガイダンスに従うように保険者に要求すべきである。
  - (a) IFRS第4号の適用によって生じる新たな会計上のミスマッチが除去または大幅に削減される場合には、適格な金融資産についてFVTPLとして指定することを見定める。
  - (b) IFRS第4号の適用によって会計上のミスマッチが存在しない状況となった場合、以前のFVTPLの指定の取消しを要求する(結果としてFVOCIまたは償却原価となる)。
  - (c) IFRS第9号の適用時に続き、売買目的保有ではない資本性金融商品の一部またはすべてに対してFVOCIの選択、または以前の選択の取消しを認める。

## 審議内容

- 「保険者」という用語について、「保険の基準書を適用する企業」に変更する。
- (IFRS第4号の経過措置適用において)IFRS第9号適用後の事業モデルの変更は、将来に向けて適用されることを明確にする。

### 決定事項

### IASB

スタッフ提案の承認

全員一致で同意

# ペーパー 10D 経過措置 – 付随論点

## 適用日以前におけるキャッシュ・フローの見積りの変更の取扱い

### 現在までの暫定決定事項

- 見積りの変更に対しては将来に向けて残余マーヅンをアンロックする。
- 実績に基づく調整は純損益に計上する。
- サービスの提供パターンに基づいて残余マーヅンを解放する。

### スタッフ提案 – 複雑となることを避けるために「後知恵」を要求する。

- 「当初認識から表示される最初の期間の期首までのキャッシュ・フローの見積りの変更のすべてが当初認識時に既に判明していたと仮定して」保険者は残余マーヅンを見積らなければならない。

決定事項	IASB
スタッフ提案の承認	全員一致で同意

## ペーパー 10D 経過措置 – 付随論点 (続き)

### 初度適用企業におけるIFRS4(フェーズⅡ)の取扱い

- スタッフは、既にIFRSを適用している企業と同じ経過措置を初度適用企業にも要求することを提案した。

### IAS第40号およびIAS第16号において規定する投資不動産および固定資産の測定モデルの再指定

- IAS第40号とIAS第16号は公正価値か原価を指定する選択権を認めている。
- 両基準書とも、IAS第8号に従った上で、原価と公正価値の間の測定方法の変更を認めている。
- スタッフは明示的なガイダンスを追加しないことを提案した。

決定事項	IASB
初度適用企業に対するスタッフ提案の承認	全員一致で同意
IAS第40号およびIAS第16号において規定する投資不動産および固定資産の測定モデルの再指定に関して追加のガイダンスを含めないというスタッフ提案の承認	全員一致で同意

# ペーパー10E 経過措置 – 発効日、比較情報および早期適用

## スタッフは最終基準書の公表が2014年になると予想している

- EDの回答者たちは、最終基準書の公表から発効日までの期間を以下のとおりとすることを要望した。
  - 2～3年（アジア・オセアニア、ヨーロッパ、北米の2/3の保険者）
  - 3年超（主に初めてIFRSを適用する国々の企業）
- Deloitte Global IFRS Insurance Survey(Economist Intelligence Unit主催)がスタッフにより引用された。
- 世界中の保険者の200名の上級財務役員への調査結果は以下のとおりである。
  - ほとんどが基準書の適用に数年を要すると予想している。
  - 49%が3年を予想しており、21%は4年を予想している。

# ペーパー10E 経過措置 –発効日、比較情報および早期適用 – (続き)

## スタッフ提案の要旨

1. 最終基準書の公表から発効日までは少なくとも丸3年を要する。
2. 適用時に比較情報を修正再表示する。
3. 早期適用を認める。
4. 早期適用の場合には比較情報を修正再表示しない選択肢は、スタッフにより取り消された。

スタッフは、この提案に基づくならば、最終基準書の発効日が2018年となると予想している<sup>[注]</sup>。

訳者注：最終基準書の発効日は、IASBにおいて決定されていない。

# ペーパー10E 経過措置 –発効日、比較情報および早期適用 – (続き)

## 議論の内容

- IFRS第9号との平仄がとれないことについては共通して否定的な見解であった。
- 理事の一人は、比較可能性が失われることと早期適用の判断理由が明確でないことから早期適用を禁止することを提案した。
- IASB議長を含む多くの理事が可能な限り早くに基準書が適用可能となることを望んでいる。
- 議長は、早期適用に対する市場の圧力があるため、たとえ比較可能性が犠牲となったとしても早期適用を許容しなければならないと述べた。また、国ごとの比較可能性が欠如しているという現状の課題は、早期適用により和らげることができるであろうと述べた。
- IASBは、「少なくとも丸3年」という表現を削除し、代わりに「概ね3年の十分な期間を許容する」という指針とし、2017年1月1日を発効日の目標とすることを要請した。

### 決定事項

### IASB

スタッフ提案の承認(概ね3年という期間を指針とする表現の修正と早期適用時の比較情報への修正再表示の要求を含む)

12対2で同意



## 次のステップと日程

- 次の合同会議は11月19日の週に予定されている。
- 主要な論点でまだ審議されていないもの
  - 残余マージンのアンロッキング
  - OCIによる解決策の手法
- **2017年**が**新基準書の発効日**であるというDeloitteの予想を、IASBの決定が裏付けている。
- **基準書の完了日程の遅延リスクにより、次に可能性の高い発効日は2018年**である。

# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<https://www.iasplus.com/en/projects/project47>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)





This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.